

令和2年10月定例教育委員会

日時 令和2年10月21日（水）
午前10時～正午

1 開会

○山本教育長

ご起立ください。ただいまから令和2年10月定例教育委員会を開会します。
一同、礼。着席ください。

2 日程説明

○山本教育長

それでは、最初に、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○片山教育総務課長

本日は、議案3件、報告事項16件の合計19件となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

3 一般報告

○山本教育長

それでは、私から一般報告をいたします。所用のためご欠席ですが、中島委員におかれましては、先日の県議会で再任の同意がなされましたので、引き続き4年間、教育委員をしていただくことになりました。今、秋真っ盛りということで、朝晩が冷え込む時期となりましたけれども、新型コロナウイルスが本県では暫く陽性者が確認されていないということで、学校においても比較的落ち着いた状況の中で、授業であったり、あるいは県内の修学旅行であったり、運動会であったり、そうした学校行事等も含めて感染防止対策を講じつつ、様々な工夫をそれぞれの学校でやっていただきながら、教育活動が行われているところであります。高校生のスポーツ活動なども、新人戦というかたちになろうかと思いますが、予定どおり開催をされているところでございます。今後季節性のインフルエンザの流行も予想されるところでありまして、新型コロナウイルスとの同時感染拡大など警戒する必要があると思っておりますが、手洗い、うがい、その他マスクの着用そして換気など基本的な対策は同じであろうかなと思っております。引き続き学校現場に対して注意喚起を行っていくとともに、今後高校入試のいざというときの対策をどうするのかといったことも含めて今後の感染拡大に備えた準備を抜かりなく行っていきたいと考えております。

昨年度から二度に渡りまして、学校部活動に係る白バスの利用が明らかになりまして、かねてよりご相談申し上げながら、実態調査であったり、再発防止策について検討を進めているところでございますが、後ほど詳しくご報告を申しあげるとおり、実態調査の結果

等について、本日公表を行うこととしております。本件は他県で発生した生徒輸送に係る死亡事故などを教訓にしまして、2004年に生徒の安全確保などを再優先にした内部規律を作り、厳しく取扱ってきたというのが実態でございますが、これが年数が経つにつれて、たとえば公共バス路線が廃止されていたり、あるいは貸し切りバスの料金が値下げできなくなる仕組が導入されたりといったこともあって、現場実態にそぐわない面も出てきているというところが、今回の調査で明らかになってきております。そうしたことが多数の不適切な事例の発生にもつながっているとみているところでございまして、他県の例なども参考にしつつ、生徒の安全確保というものを図りながら、現場実態を考慮に入れた新しい取扱基準を考えていく必要があるというふうに思っております、そうした対応を図って参りたいと考えております。

国のほうでは、菅総理のもと新政権が誕生いたしまして、早速国を挙げてデジタル化を進めていこうというような方針が打ち出されて、矢継ぎ早にいろんなことが出てきているわけございまして、県としてもこのデジタル化については、全部局で対応していこうということで、そうした中で検討を進めているところでございます。教育におきましてはGIGAスクール構想という国の構想に基づいて、今年度中には義務教育の世界では児童生徒一人1台のタブレットを整備します。そうしたものを教育に活用していくという方針のもとに進めていっております、市町村のほうでもそうした対応を図られており、予定どおり本年度中にはそうした体制が整ってくるということになります。こうした環境を生かしつつ、ソフト面で教員定数であったりも含めて、アフターコロナ時代の教育を進めていくということになろうかというふうに思います。

また、教職員の働き方改革の面でも、このICTの活用というものを進めていくことも求められていくと思っております、今それに関連して言われているのが、学校と保護者の間で書類のやり取りをするのに、やはり押印作業というものを求める、そうしたものも少なからずあるのではないかと。そうしたこともデジタル化に併せて見直していくという方向で、いま検討を始めたところでありますが、昨日は、関連する通知文書が文部科学省のほうからも出されておりました、今後、市町村であったり、あるいは学校現場であったりよく意見交換しながら進めて参りたいと考えております。

お配りしております報告の行事の中に、9月県議会というのが出てきておりますが、詳細の速報版をお配りしておりますので、またご覧いただきたいと思いますが、今回も35名中16名の方が教育に関して質問を出されました。新型コロナウイルス関連が今回も多くございました。次の波にどう対応していくのか。そうした視点でICTの利活用教育、そしてまた人権教育、心のケアの面でのそうした対応はいかがかということ、また高校入試対策はどうするんだといったことについてお尋ねがありました。また、夜間中学の検討についてもご質問がありましたし、また、先般の県議会では、SNS等で猥褻な画像を送らせるということを禁止する青少年健全育成条例の改正がありました、そうしたことを今後、児童生徒にもどう教育をしていくのかといった点でのご質問もございました。指摘されたことであったり、あるいはご提案いただいたことなどに対して答弁したことについては、来年度当初予算編成の中等で検討して参りたいと考えております。

10月9日、そして15日と島根大学との連携を行ってきております。9日にはICT利活用教育の推進に向けて、これはいま教員の養成課程というのは鳥取大学ではなく、島

根大学の教育学部というのが山陰の教師の養成を担っていただいているということで、これまでも連携を行ってきたところでございますが、この度のGIGAスクール構想等に基づいてICTの利活用について連携をより深めていこうと考えています。具体的に話をしておりますのが、たとえばエキスパート教員が、それぞれの学校で模範授業をやります。いま県内の先生方に案内をして、時間の都合がつく先生方は、適宜研究授業というかたちでやるんですけども、なかなか時間が取れないということで、これにICTを活用していこうと。自分の学校にいて、その授業が見られる仕組みを構築していく中で、島根大学の学生さんにも、このエキスパート教員の授業を見ていただくということが、島根大学側としてのメリットかなというふうに思います。

それからもう一つは、島根大学で、千時間の体験学習というのをやっております、実際に学生の中に教育現場に出かけていって、子どもたちと色々な体験活動を行うということですが、今コロナの影響でなかなかそういう体験活動に出いけないというようなことです。そしてまた、場所の制約といいますか、島根大学は松江ですけども、鳥取県でいうと西部地区の学校までは比較的出やすいんですけども、東部とか中部に出にくいという中で、そこでICTを活用して色々な形で活動に加われないかということ、いま検討をしているところでございまして、こうしたことについて議論を深め、実際に子どもたちの教育活動に生かしていければというふうに思っております。

また、年度後半になりまして最後の業務になりますが、今年度の事業の執行に併せまして、来年度取組む予算等につきましての議論もスタートしたところでございます。ICT利活用教育の推進であったり、あるいは働き方改革、不登校対策、ふるさとキャリア教育とか、教育を巡る課題は非常に多いわけですが、こうした課題解決に向けて、また未来の鳥取を担う人材育成に向けて、学校現場あるいは市町村とも意見交換しながら進めて参りたいと考えております。私からは以上でございます。

4 議事

○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、若原委員と森委員にお願いします。まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

○森田次長

議案第1号 令和2年度鳥取県教育委員会表彰について これは、他の模範となる児童・生徒及び教職員あるいは、教育、学術、文化等の各分野で功績顕著のものについて、鳥取県教育委員会として表彰しようとするものです。

議案第2号 公立学校教職員の懲戒処分について これは、公立学校教職員に非違行為があったため、その対応を諮るものです。

議案第3号 令和2年度末公立学校教職員人事異動方針等について これは、令和2年度末の公立学校教職員に係る人事異動方針及び人事異動取扱要領を定めるものでございます。

(1) 議案

○山本教育長

それでは、議案第1号、第2号及び報告事項ウについては、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいですが、よろしいでしょうか。(異議のないことを確認した後)それでは、非公開で行うこととします。

【議案第1号】令和2年度鳥取県教育委員会表彰について(非公開)

【議案第2号】公立学校教職員の懲戒処分について(非公開)

【報告事項ウ】公立学校教職員の分限処分について(非公開)

【議案第3号】令和2年度末公立学校教職員人事異動方針について

○山本教育長

それでは続いて議案第3号に移ります。議案第3号について、課長のほうから説明してください。

○國岡教育人材開発課長

教育人材開発課の國岡でございます。議案第3号、令和2年度末公立学校教職員人事異動方針について、別紙のとおり議決を求めます。昨年度から1カ月早めて10月の教育委員会でご審議いただいています。

変更点となりますが、6頁をご覧ください。人事異動方針につきましては、まず、義務と県立とを合わせました公立学校教職員人事異動方針という一番上の部分と、あとは県立学校の人事異動取扱要領、それと市町村のほうの人事異動取扱要領ということで、そういう構成になっております。今回の見直しの観点ですが、県立学校の人事異動取扱要領のほうの6頁の新旧対照をご覧くださいますと、右側の令和元年度末のところにはアンダーラインが引っ張ってありますとともに、「若手及び女性の登用に努める」とありますが、この部分を左側の令和2年度末の部分では削除しております。その削除を踏まえて、一番上の人事異動方針のほうに女性ということに特化するわけではなく、年齢や性別等にとらわれることなく幅広く多様な経験を有し、優れた識見と指導力を備えた人材を登用するということで、女性ということに特化せずに、「年齢や性別にとらわれることなく」という表現に修正をしております。ただ、女性という言葉が取れたということで、女性登用の意識が薄れたとか後退したというものではありませんので、取扱要領のその他のところに、女性云々という言葉についてはここに言葉を加えております。「女性の学校運営参画の推進に向け、女性管理職の任用や、高等学校においては高等学校管理職等候補者名簿、特別支援学校においては特別支援学校管理職等候補者名簿の登載につながる人材育成等を図る。」ということで、こちらのほうに女性の学校運営の参画についてという言葉を入れております。

今のは管理職の話でして、一般の教職員の人事につきましても、2番のほうの(4)で、その他、女性の学校運営の参画の推進に向けた人材育成等を図るということで、今まで以上にその方向で取組んでいきたいと思っております。

この女性の観点と、あと7頁のほうをご覧くださいますと、これは市町村立学校の取扱要領になりますが、今の観点は同じように変更しております。加えまして、真ん中当たりの2番の教職員の人事についてというところですが、今までこれはなかったものです。小中学校には主幹教諭を置いておりませんが、(1)のところでは主幹教諭の人事、主幹教諭の任用は原則として前記1の(3)(教頭候補者名簿)に登載された者の中から人物・識見・指導力等を考慮してもらい、学校の組織運営体制強化の観点から、できるだけ教員配置するというので、今年度末人事によって、主幹教諭を配置する予定としております。観点としては今の2点となります。以上でございます。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様方からご質問またはご意見等ございましたら、お願いいたします。

○若原委員

6頁にあるんですけど、現行のほうは、県立学校人事異動取扱要領の(1)のア、下線部分の「若手及び」とありますが、若手というのは改正後のほうではどこかに入っていますか。

○國岡教育人材開発課長

上の人事異動方針のほうで、年齢や性別等にとらわれずということで、年齢にとらわれることなくという部分に若手の意味を含めております。

○足羽教育次長

どの校種も年齢層が55歳以上の管理職が、小中高も多い状況の中で、これはやっぱり刷新を図りつつ、若手のほうから登用をという考えを持たないと、継続的な管理職の育成という形にはなっていないと思います。今後は力量があって判断力のしっかりした人は若手であっても登用ということをどんどん進めていけたらと考えております。昨年でも中学校で40代の校長を思い切って登用したりしましたが、学校の活性化・刷新を図っていくということが必要かなと思っております。

○若原委員

若手という言葉が消えたんで、もうその課題は解決したのかなと一瞬思ったんです。

○佐伯委員

私は、この参考資料で例年気になっているんですが、公募実施校というのがちょっと偏りがあるなと思って、公募実施で自分のほうから積極的に関わりたいと言ってこられる方を募るのはいいことかなと思っていたんですけども、けっこう東部とか、特別支援学校が少ないのかなというのを感じていまして、何かこれ理由があるんですかね。

○國岡教育人材開発課長

出だしの時点で中・西部が多くて、東部が全然なかったところから始まって、どの地区も管理主事が実際人事をやって、校長の意見を聞きながらやるんですけども、ある程度そこで実現できてしまう部分もあるといいますか。ただそれが地区によって差があるわけではないんですが、スタート時点の影響が強いのかなという感じはします。

○足羽教育次長

他県にはない、校長先生とやり取りをしながら丁寧な人事をしているということが、まず背景にあります。ここでこれが、学校がこんなビジョンを持ってこんな人材を求めてというPRにもなるということで、各学校に推奨をしてきた経緯があります。そこのバランスを考えられながら、学校のほうが公募に踏みきるのか、今の現状でも必要な人材を適性に異動してもらっているという解釈があるのかなと思っています。これはPRになりますので、毎年積極的に手を挙げてくださいということは現在も推奨しているところです。

○佐伯委員

特別支援学校でも琴の浦はけっこうやっていらっしゃるんですけども、特別支援教育にすごく情熱を持っているとか、個々の子どもの伸びに自分も関わって育てていきたいというような強い思いを持っている人に来ていただきたいなという思いはあって、公募していない学校は足羽教育次長さんがおっしゃったように、それをしなくてもそういう人材は揃ってるというような受けとめですかね、学校側が。

○足羽教育次長

小学校中学校からの異動者もちろんありますけれど、特別支援学校枠での採用ということも段々継続してやってきており、専門性をその学校の中でより高めていくことが必要だという意識が、特別支援学校の校長先生方お持ちじゃないかと思うんですけども、全県トータルで見るときには、やはり特別支援学校だけで特別支援教育が完結するものではもうございませんので、そういう意味ではそうした小学校籍、中学校籍だけでなく高校籍の方も特別支援学校で学び、知識や技量を高めて、またそれを小・中・高に還元するというサイクルがやっぱり必要かなと思っていますので、いただいたご意見はまた校長先生方にも流しながら、そうした人材もより幅広に育てるということに努力していきたいと思いません。

○國岡教育人材開発課長

4頁を見させていただきますと、下から4行目からですね。小中と特別支援学校との相互の計画的な人事交流、これは昨年度入れた内容でして、ここでも3年間を目途として積極的に交流するというは入れておまして、これも特別支援学校のほうからの要望です。なので今の人材で満足しているわけではなく、積極的な交流をやっていきたいということでございます。

○山本教育長

ほかにかがででしょうか。それでは、異論等はないようですから、議案第3号につきま

して、原案のとおり決定をいたしたいと思います。

(2) 報告事項

○山本教育長

議案は以上3点で終わりました。続いて報告事項に移ります。始めに事務局から順次、説明し、その後、各委員からの質疑をお願いしたいと思いますので、まず、報告事項ア〜クについて、説明してください。

【報告事項ア】新型コロナウイルス感染症に係る対応について

○片山教育総務課長

報告事項アをお願いします。新型コロナウイルス感染症に係る対応についてです。前回の委員会後の主な動きとして報告します。まず最初に10月13日に県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が行われまして、鳥取県版のコロナ警報の見直しが行われました。今後は注意報とか警報とか特別警報の出方が、地区ごとに行うということになりました。人数のこととか、あるいは病床の稼働率とか、というのは圏域ごとに設定されたということでもあります。それから発令期間についても、発令から2週間というようなことがありましたけれども、いずれかの基準を下回った日には解除するというようなことになっております。

というようなことがあったところで、その他で活動制限ということで、学校の欄を見ていただきますと、注意報のところ、感染者の学校休業の検討の基本という表現になりました。感染があった学校については、これまでは学校休業が基本としていましたけれども、要検討の基本というということで幅広い解釈ができるような表現になっております。現実問題として、日々通っている生徒さんが陽性になったりすれば、当然消毒作業とかがありますので、必ず翌日とかは休業せざるを得なくなるんですけども、じゃあその後どれぐらい休めばいいのかとか、そういったところは検討の余地があるんじゃないか、あるいは夏休み直前だとか、いろんな事情であまり学校に来ていない生徒さんの陽性の場合も一律に休業しなければならないのかというようなところもありまして、そういったところは検討範囲にできるということでございます。警報のほうでも同様の考えを受け継いで、なおかつ、市中感染の広がり状況を勘案した上で、必要に応じてリスクの高い教育活動の制限、あるいは分散登校、休業等ということにいたしました。ここも同じような考えで幅広く考えられるようにしたということでありまして、地域で警報が出たらすぐに分散登校というようなことではなくて、実際の広がり具合ですね。実際にこのあいだ米子でクラスターが発生しましたが、学校現場とは全く遠いところでクラスターが出た。そういった場合に学校を一律に止めるのか、あるいは学校活動を制限するのか、そういうようなことまではしなくていいんじゃないかということで、このような表現に改めました。

特別警報についても、一律に全県止めるというようなことをこれ以前はしていたわけですが、これについても同様に、広がり具合を勘案した上で、いろいろな選択肢を考えていこうということになったものでございます。

それから、警報の関係は以上でございまして、2番目に県内修学旅行支援費用、これは9月補正予算で計上されました。県外への修学旅行がなかなか難しいということで、県内でいろんな体験旅行をしていくというような動きが出てきております。これについて県立学校について記載しているような補助金をセットしたということでございます。

それから3番目に、高校の体験入学・授業参観でございます。これは8月の夏休み期間に予定していたんですが、コロナの警報等もあった関係で急遽中止した学校が多くございました。これについて、10月10日から12日にかけてまして、15校で可能な範囲で行ったというところでございます。

それから4番目に、小中学校における遠隔授業実証実験及びウェブ会議システム（Google Meet）を使った実証実験もしてきております。一番最初には4月の段階で岩美中学校がやりましたが、県内10校で行っているところでございます。

それから資料には書いておりませんが、これから冬に向かっていくところで、インフルエンザと新型コロナの同時流行の危険ということも意識しながら、学校での感染予防対策もまた改めて考えて設定していく必要があるなということでございまして、考えながら進めて参ります。以上です。

【報告事項イ】 県立学校における一般旅客自動車運送無許可バス利用及び不適切な生徒輸送に係る実態調査について

○國岡教育人材開発課長

今朝の報道でも出てございまして、大量の処分者を出したことは大変申し訳なく思っております。申し訳ございませんでした。内容ですが、2頁をご覧いただきたいんですが、生徒引率自動車の使用許可の拡大ということです。まず学校管理下で行われる教育活動及び業務における出張旅行がございまして、すべて学校管理下で行われるので、これがたとえば教職員に事故が起こったときは、公務災害の対象となります。それが公務による出張と部活動等による生徒引率等（公務外）と書いてありますが、公務外というふうな言葉を使っておりますが、すべてこれは学校管理下において行われる業務となります。この公務による出張のほうは旅費が支給されるものです。公務外とあるものは部活動における練習試合等がそれに含まれますけれども、これは公務によるものではないので、もう少し丁寧に言いますと、校長の旅行命令によるものではありませんので、旅費の支給対象外となります。ということで、公務と公務外という言葉の使い分けをしております。

1頁のほうに戻りまして、1番の実態調査の経緯ですが、昨年度6月に西部のほうで白バスを利用したという事案が発生したことで、8月7日付で、今後このようなことが無いようにということで各学校に通知をしたところです。ただ、その後今年の1月に新聞にも出ましたが、東部地区のほうでも白バスを利用していたというような事案が発覚しました。つきましては、その白バス利用の実態に合わせて、その白バスを含む生徒輸送に係る不適切な事案が無いかどうかについても、調査をした結果です。

調査対象は、県立学校全部で、高等学校と特別支援学校になります。対象期間は昨年度の通知をした8月7日から今年の1月31日までとなっております。結果ですが、利用実態としましては、(1)にあります東部で明らかになった白バス利用、株式会社いまるに係

るもの、これは県立学校3件で合計5件となっております。また、不適切な生徒輸送ということで分かりましたものが、県立学校12校で275件となります。たとえば、マイクロバス等使用による生徒輸送10校、これが144件となっております。

2頁の表で見てくださいと、生徒引率においては公共の交通機関を使ってくださいというのが大前提なんです、ただ公務においては、自家用車を使ってもいいというルールです。それは自家用車を学校に登録して校長が許可した場合という大前提、やむを得ない場合という大前提ではあるんですが。なので自家用車が乗れるのは公務のところだけなんです、今回の事案については、たとえば練習試合の移動で自分の車に乗せていたであとか、あるいはマイクロバスを借りて、それに乗せて行っていたとかいったような場合が、今回の処分の対象となっております。これが275件ということで、1頁に人数が書いてありますが、文書訓告が38名、そして口頭厳重注意が45名ということで83名について、既に指導をしたところでございます。

ただ、今回の事案ですが、生徒の安全確保は当然のことなんです、保護者の金銭的な負担であとか、あるいは教員自身の負担ということも今後考えていかないといけません。そのようなことも踏まえた上で、2頁のほうの真ん中の表にあります、今まで認められていなかったバツの部分を中心に丸にする方向で検討しております。詳細につきましては最後の3頁のほうに両方の表を載せておりますが、黒枠で囲ってあるところですね。部活動における自家用車使用を許可する要項を作成中であり、加えてマイクロバスについても出張であっても部活動であっても使える方向で考えておりますが、ただ、校長が許可をするに当たって県教委のOKをもらわないといけないという方向で整理をしております。また、加えてレンタカーにつきましては、これについても県教委がやむを得ないと許可をしたものについては認める方向で考えております。生徒の安全確保が最優先なんですけども、教職員の負担であとか、あと生徒の負担、そして保護者の金銭的な負担等も踏まえた上で、今後の方針を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

【報告事項エ】令和3年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について

○國岡教育人材開発課長

報告事項エ、令和3年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について、報告をします。1頁をご覧くださいと、10月9日に今年の教員採用試験の結果を公表いたしました。その総括となります。今年度の大きな変更点としましては、1番の(1)にあります、小学校と特別支援学校を6月28日に鳥取会場及び関西会場で実施したこととなります。小学校につきましては昨年度からですが、特別支援学校につきましてはこの関西会場は初めての実施となります。上の表には志願者数で、志願者数は前年度1189人に対して1100人ということで若干減っていますが、コロナのこともありまして、遠方に移動して受けるということにはならなかったというような状況があると考えております。第2次選考試験は9月5日から13日までの間に行いました。下の表が結果になりますが、採用予定数が前年度207人に対して採用予定数は206人となります。最終的に来年度採用するA登載者数は前年度が233人に対して今年度は249人ということで16名増えています。それは小学校のほうのA登載者を若干増やしたことの増です。辞退する合

格者がいますので、その見込みを含めて若干小学校を増やしたというような状況です。

あとは特徴的なものを挙げますと、関西会場を設けたことによる効果です。上の表が小学校の教諭となりますが、平成31年度の県外出身者の割合と比較していきますと、県外出身が20人の19%であったものが、昨年58人56%で、今年度が66人57%ということで増加しております。特徴的なのは、県外新卒が31年度が6人6%であったものが、今年度は50人43%となり随分増えています。特に新卒という観点だけで見ますと、平成31年度は41%が新卒でしたが、今回は71%の新卒が含まれます。この辺りが特徴的で、実際に採用してからの育成が以前より重要になってきます。

特別支援学校は、県外新卒のところを見ていただきますと、31年は0人0%だったものが今回は8人28%ということで、県外新卒が増えています。新卒全体でも全体の38%ということで、以前に比べて随分増えているような状況です。

あと特別選考ということで、障がいのある者を対象とした選考については今年度1人です。今回は上肢下肢あるいは視力等に障がいがある方でした。あとは、一番下の社会人実務経験者を対象とした選考ということで今年度工業の電気で1名合格としております。以上でございます。

【報告事項】第1回鳥取県夜間中学設置検討委員会について

○中田参事監小中学校課長

続きまして、第1回鳥取県夜間中学設置検討委員会について、報告をさせていただきます。鳥取県夜間中学設置検討委員会を立ち上げまして、9月4日、1回目の委員会を開催したところでございます。1の(4)に委員の構成ということで挙げておりますが、平成30年度から行っておりました調査検討委員会と重複して引き続き加わっていただいている方がおられまして、鳥取県の状況を考えていただきながら、ご意見をいただいたところでございます。

2に協議の概要ということで挙げておりますが、今回は県立で夜間中学を設置する場合の学校形態の案ですとか、新たなニーズ調査の内容、夜間中学設置に係るスケジュールの3本を協議していただいたところです。

2の四角の中に書いてある中身は事務局としての提案でございますが、めくっていただきまして、次のページに主な意見というようなことも含めて書いております。最初の学校形態につきましては、夜間中学での学びを必要とする方すべてに学びを保障するというようなことがいいのではないかというご意見や、学齢期の不登校の生徒の選択肢を広げるという意味でも学齢期の不登校の生徒も対象にしたほうがいいのではないかということ、それから外国人の方で義務教育を受けていない方は少ないかもしれないが、自立した鳥取での生活のステップアップのため学びたい方がおられるんじゃないか、そういう方も対象としてはどうかというご意見をいただきました。学校形態につきましては最新のICT技術を活用して、個別に対応した新しい遠隔授業等で学べるような形態を検討していったらどうかというご意見もありました。そうは言っても、やはり学校ということであるので、共同性等を養う場として、これまでの学校の形も大事にしていく必要があるのではないかというようなこと。それから、対象が幅広くなると、教育課程等々工夫が必要なので、昼

間部を設け2部制にすればどうかというような意見もいただきました。

ニーズ調査につきましても、こういう形でという事務局提案もさせていただいたんですが、鳥取県が目指そうとしている夜間中学のイメージを具体的に伝えた上で、調査をする必要があるというようなこと、それから、1年で終わるのではなく継続的にニーズ調査を行いながら、本当に入っていただける方をつかんでいく必要があるんじゃないかということや、外国籍の方はSNSをよく使っておられるので、SNSの活用というの必要なんじゃないかというようなご意見をいただきました。ニーズ調査については、今年中には行っておきたいなということ、それから2回目3回目の検討委員会を経て、3月には形として示していく必要があるのかなというようなことで、来年度には準備に入りたいというようなことを手順として挙げています。対象が学齢期の不登校の生徒も対象にするということであれば、引き続き市町村教育委員会としっかり協議をしながら進めていく必要があるのではないかとこのところでございます。

また、参考資料として付けていますのは、教育長の報告の中でもありましたが、9月議会の中であった中身をざっとまとめたものでございます。既存の施設とのこと、それから学齢期の不登校の生徒を入れるというようなことについて、また、アンケート調査の在り方について、それから既存の制度との兼ね合いということについて、ご意見をいただいて、9月の議会ではご議論いただいたものです。ここでいただいた意見も含めまして、設置に向けて解決していくべき課題、それから考え方の整理、ニーズ調査の中身、それから育て方等をしっかり事務局のほうでも更に検討していきたいと思っております。以上でございます。

【報告事項カ】令和2年度鳥取県特別支援学校技能検定の実施結果について

○山本特別支援教育課長

特別支援教育課です。報告事項カ、令和2年度鳥取県特別支援学校技能検定の実施結果について、報告をいたします。1枚めくってください。10月14日に喫茶サービス部門、15日に清掃部門について、琴の浦高等特別支援学校で技能検定を実施いたしました。参加者は例年より15名程少ない41名でございました。少ない理由につきましては、コロナの関係で1学期中に予定していた実習や学校行事がずれ込んでおり参加できないということで減少しております。実際行いまして、やはり生徒さんはこれを目標に頑張っておられましたので、大変喜んでおられました。また、実施方法についても、コロナの関係を踏まえまして、これまで同じ部屋に入って、前の人だとか終わった人が実技を見ていたんですが、これをライブ配信としまして、そうなるから見ながら良かったとか悪かったとか勉強になったという声も聞いております。

認定者についてはだいたい例年どおりの人数になっております。今後も技能検定等を通じて、就職等を頑張っていきたいなと思っております。

【報告事項キ】令和2年度発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査の結果について

○山本特別支援教育課長

引き続きまして、報告事項キ、令和2年度発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査の結果について、ご報告します。発達障がいの児童生徒は、1頁の真ん中の表にありますように、小学校、中学校はほぼ横這いになっております。高校だけが今伸びているという状況でございます。詳細は次のページから報告させていただきます。2頁に表があります。小学校中学校は横這いということでほぼ同じ割合になっております。高校につきましては、中学校から高校への引き継ぎ等が段々とできてきておりますので、昨年の3.5%から4%になっているという状況でございます。東部・中部・西部の地区別のものがありますが、中部地区が若干高めに出てきております。これは中部地区の発達障がいの診断がうまくいっているせいもあるかなというふうには考えております。

4頁は、発達障がいの診断を受けている児童生徒の教育の場でございます。小学校、中学校とも発達障がいと診断された児童生徒の学級は、特別支援学級に入られる方の割合が増えております。小学校ですと平成26年が32%であったものが50.4%、中学校が30.8%だったものが42.7%ということで増えてきております。どちらかということ発達障がいの診断を受けるとするのは特別支援学級に入るための目的になっているのではないかなというようなこともこれで分かると思います。今後とも適切な学級等になるように市町村教育委員会等と協力しながら進めていきたいと思っております。説明は以上です。

【報告事項ク】令和3年度使用教科用図書の採択について

○酒井高等学校課長

高等学校課の酒井です。よろしくお願ひします。報告事項ク、令和3年度使用教科用図書の採択について、報告をいたします。1頁をご覧ください。採択につきましては9月の委員協議会のほうでいろいろご意見をいただいたところですが、その後9月14日に教育長決裁、9月15日に文部科学省に報告したところでございます。委員協議会の際に、外部関係者、複数の目で見るとということ、そうならない学校につきましては指導して、見るようにさせたところでございます。(1)の県立高校、県立特別支援学校高等部ですが、現行の学習指導要領に基づいて編集された教科書をすべて使っております。本県の採択点数は497点でございます。(2)の県立特別支援学校小学部等ですが、小学校は115点、中学校は45点ということで採択させていただいております。

2頁目に採択結果の特徴ですが、内容が教科・科目の目標に適合している、生徒の実態に即しているというところが多くございました。以上でございます。

○山本教育長

それでは、ただいままでの説明につきまして、委員の皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。

○若原委員

報告事項アのコロナですけど、警報の見直しというのは、10月13日付で新しいものに変ったということですか。

○片山教育総務課長

はい、会議で決まったので、その日からそういう運用になりました。

○若原委員

8月でしたかね、米子でクラスターが発生して、ほぼ8月いっぱいぐらい全県に警報が出てましたけれど、夏休み中でしたが学校への影響はどの程度あったんですか。

○片山教育総務課長

おっしゃるとおり、夏休み中でありまして、直接休校になるようなことはなかったんですけど、学校行事の一部が延期になったりというような影響が米子市のほうであった等があります。

○酒井高等学校課長

3に書いてありますが、体験入学・授業参観等の実施で、中学生が高校に実際に行って、高校の中を見学したりという取組が丁度そこと重なってしまいまして、数校できたんですけど、その翌日から企画していたところは、まさにドンピシャになりまして、すべて県立高校は延期ということにしました。WEBでやろうかという話もあったんですが、中学校のほうからWEBだとリアルな学校の様子が伝わりにくいということで、なんとか日にちを代えて実施してもらえないかということで、検討を重ねまして、10月にそういう日を土日で設定しまして、中学校高校ともに先生方にはご苦労をかけたわけですが、実施することができました。中学生も大変喜んだという報告を受けております。

○鱸委員

インフルエンザの流行る時期が来月ぐらいからで、予防接種を今年は特にしっかりとということでございますが、従来どおりのクラスターとかに關しての学校の対応というのは、この基準に沿って、それぞれの圏域の中で決めていくという方向は、もう変わらないものですね。ただ、頭に置かないといけないのは、インフルエンザがどういふふうな流行をするかというのは大きな問題なんですけれども、傾向からすると、インフルエンザは減るだろうということも言われています。ただ、インフルエンザとコロナの鑑別を考えたとき、実際子どもが学校に行けるかどうかというのを考えたときに、今まだ東部圏域の中でも実際にどこが検査するか、小児科のところではコロナ検査をやるかどうかさえまだ分かってないですね。ですから今後保健所や医師会を中心に体制が決まります。それに対して小学校の子どもがインフルエンザになったときに、どういふコロナに關する検査が追加されていく傾向があるかということはしっかりと考えられたほうがいいと思いますね。というのは、たとえばインフルエンザになりました。今検査していますがまだ分かりません。あるいはプラスに出ましたといったときに、インフルエンザとコロナというのがダブっちゃって、学校の運営に關してどういふ対応をするのか。今までのインフルエンザの休校という考え方と、コロナの休校という考え方と、またその休校の時期・期間というところがものすごく複雑になってくると思うので、インフルエンザに關しては検査状況が、コロナに關わる

流れがどうなっていくかというのが、これは医療政策を含めて鳥取の保健所の情報提供をしっかりとついで、どういうふうに対応していくのかということは非常に難しい問題になると思いますが、対応していただきたいと思います。

もう1回言いますが、インフルエンザと関連してコロナ検査がどういう対応でなされてくるのか、どういう場所でなされてくるのか、その結果について、どのような療養期間を設けてくるのかというようなこともしっかり押さえておいてほしいと思います。本来のコロナの集団発生管理は今までどおりで考え方はいいと思います、コロナがメインで出た場合には、インフルエンザはどちらかというと、予備的でいいと思います、薬がありますので。その辺十分情報提供して、その方向性も考えていただきたいと思います。もう11月に入ってきますのでねえ。そんなに余裕がないと思いますので。この辺のところは医療政策含めて検討していただくしかないです。

○若原委員

通常のインフルエンザなのか、コロナなのかというのは、やっぱりPCR検査を受けないとはっきり分からないでしょうね。

○鱸委員

そうですね。基本的にはPCRというのはすごく時間がかかるんですが、今は鼻の拭い液でコロナとインフルエンザの試薬があって、同じ検体で両方が分かるものが発売しているんです。そうした試薬でする検査がメインになってくるでしょう。なかなかPCR検査は専門性がある時間がかかるので、実際に厚生病院でも日赤病院でもやらない方向です。ただそれを実際にやるところが意外とないんですね、皆さん怖がって。小児科は今、全国的に外来が3割減です。コロナの感染を怖がって、ちょっとした風邪などでは行かないということになっていますけれども、じゃあ小児科の中でも実際に検査の手挙げをしているかというところ今アンケート中です。おそらく1カ月以内に出ると思います。ですから今後保健所に相談に行くことはこれで無くなるでしょう。ですから地域のかかりつけ医が対応するかどうかというところのシステムづくりを今点検しているところです。それぞれの管轄保健所管内で、検査システムがどう違うかということは、本当はもう決まっていけないんですけども、まだまだはっきりしてません。その辺のところも知っておかれたほうがいいですね。

○足羽教育次長

ありがとうございました。これまでも未知なる対応をずっとしてきたんですけども、更にインフルエンザもご指摘があるように、これも全く未知なので、どういうふうに体制を組むべきかということも、なかなかシミュレーションしにくい部分があると思いますので、今鱸委員さんが言われましたように、医療政策との連携をしっかりと取りながら、検査体制、あるいは学校の休業扱い、感染された方への対応等をこまめに拾っていくようにしたいと思います。今幸いコロナの感染が鳥取では止まっていますが、今後のことを考えればやっぱり手洗い、うがい、マスク等のリスク防止、基本的な防止策を今後もより一層、学校現場にはしっかりと話して、インフルエンザとの併存等も含め、コロナ対応は揺るがないよ

うにしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○佐伯委員

これまでインフルエンザの感染者が何人ぐらいになったときに、閉鎖にしようかというところがあったわけですが、これまでだったら学年閉鎖にならなかったけれども、今回はちょっと慎重にして学年閉鎖にしようといった判断が難しいのかなと思って、そのあたりについてはこれから、地教委とかにも相談しながら各学校でされるんでしょうけれども、この解釈の部分では分かりにくいところがあって、インフルエンザの流行時期に入ったときには、もうちょっと具体的なものが現場はほしいのかなと思えますけどね。

○鱸委員

インフルエンザと同時流行が始まる可能性が高いこれからの時期、インフルエンザが増えてきたというときに、学校の体制としてどういうふうなかたちで対応するというようなことも含め、県が中核となって鳥取大学の感染の専門の先生とかと、おおまかなガイドラインみたいなものについて話し合いはしないんですか。

○山本教育長

ガイドラインは今作っていますので、インフルエンザをどう入れていくかというのはこれからの議論になりますけれども、これだけが示されているのではなく、もっと詳しいものが学校にはいっていますので、こんな場合はどうするのか、教職員の対応とか、消毒はどうするか示しています。ガイドラインを示すに当たっては必ず景山先生と1回ご相談してチェックを入れてもらっていますので、ご意見を聞きながら対応したいと思います。

○鱸委員

景山先生のほうもおそらく、状況推移とか、発生の仕方等で、少しずつガイドラインを修正されると思うので。

○山本教育長

そのほか、いかがでしょうか。

○佐伯委員

この実証実験の学校数というのは、県教委が関わっての取組のみだとおっしゃったので、実際はもっと具体的に進んでいるんでしょうか。

○中田参事監兼小中学校課長

ありがとうございます。これが基本的には県教委が関わった部分でございます。たとえば倉吉市では、小学校、中学校1校ずつの取組を終えたあとに、今度は自分たちで、すべての学校でやってみようという取組を展開しておられます。ですのでここに挙げている部分での広がりというのは別です。

○森委員

私の認識不足かもしれないんですけど、夜間中学に関連してなんですけど、不登校だった子たちについて、コロナによるWEB授業の流れなどもあり、授業に参画できるようになった子もいるということ、メディアを通してよく見たりします。そういった子たちも夜間中学の対象に含まれるという話が先ほどあったと思うんですが、出席扱いとか欠席扱いというところのボーダーラインというのは、これはコロナ禍ではたぶん出席扱いになっていたと思いますが、夜間中学も含めてですけれども、こういったものは今後出席、欠席どちらの方向にいくというのはあるんでしょうか。

○中田参事監兼小中学校課長

おっしゃるとおり、コロナ禍においては、不登校に限らず、ちょっと心配なので学校をお休みするというのも出席扱いに。また、不登校の考え方も随分変わってきているところがございまして、たとえばフリースクールの取扱いについても、学校復帰を目指さなくても、社会的自立を目指すというようなことで頑張っている子に対して出席扱いとするような流れになってきております。そういったことから、たとえ学校に行かなくて対応するというような状況になったとしても、出席として扱うことも考えていく必要が十分あると思います。ただ、この不登校の子どもたちを今の段階では夜間中学の対象としてということ、議論を進めているところなんですけど、これからニーズ調査をしていく中で、実際の状況というのを把握しながら対応していかなくちゃいけないなあと考えています。

○足羽教育次長

夜間中学校に不登校の子どもたちを入れるという話になったのは、教育機会確保法ができた平成29年度からで、まだまだそこをどう対応できるのかで、地域性にもよって都会ならば交通機関もあり集まりやすいけれども、鳥取ではここに報告があるようになかなか集まれないとするならば、WEBで何日か授業をして、でも学校なので何日かは出てきて友達と接しながらというようなそんな形態を考えています。どこまでが実施できるのか、国の考え方や施策等も含めながら、そして当然WEBでもOKなら、その辺りの仕組的な部分もしっかりと考え、国のほうにも確認をしながら、検討していきたいというふうには思います。

○森委員

なんとなくイメージなんですけど、もしもそれが認められなくなると、後戻りするような感覚があって、どちらかというところらの方向に向かうほうが、前へ進むほうに方向性としては向くのかなあという、外から見ているとそんな気がしたので、後戻りしてしまうという感じにならないことが、やっぱり求められるのかなと思いました。WEBはこれからの社会で重要なツールだと思いますので、それが認められていく教育現場になっていくことも望まれるのかなと思いました。

○鱸委員

夜間中学が議会でゴーサインが出て、諮問会議から検討会議になって、前向きにイメー

ジが具体化しているような感じを受けますが、この中に外国人支援者の方が入っておられて、実際国際交流のためにスタッフを派遣している立場からすると、必要な外国人家庭・子ども、というような情報が身近に拾えるような方が入っておられるのはいいと思います。鳥取市の就学支援会議に出ましても、数人の外国籍の子どもさんというのは特別支援教育の中で上がってくるんですね。東部の支援会議の中の委員さんの意見の中には、全く言葉が違う文化にきて、特別支援学級に上げる対象としては日本の子どもさんと意味が違うんじゃないか、つまり文化に乗れないところから必死にあがいている子どもが、教育の基本となるコミュニケーションがないのと、特別支援学級というのとは少し流れが違うんじゃないかと。いい流れを作るためには、鳥取県の外国人の支援に当たられている方が、少し前向きにアンケートなりに積極的に参加されたほうが、鳥取市周辺の中で上がってくる子どもたちの問題について考えるときには、リンクしてくるんじゃないかなと思っていますので、具体的にこういう進み出した状況の中で、なにかいい方法が見えてくるのかなと思います。是非現場で働いておられる委員さんのご意見というのはお聞きになるといいと思います。

○中田参事監兼小中学校課長

今回また進めていくに当たっては、人が集まってこられるようなところでアンケートをお渡しするという取組だけではなくて、たとえば更に深く聞き取りをさせてもらおうと、外国から小学校・中学校段階で来られた方には日本語指導の支援員の方が付いて学んでいくんだけど、特に中学校後半のころに保護者の方と一緒に来日した子どもさんは、そのまま学力の関係で高校に行けなくて困っておられる方もあるように聞いているという情報もいただいています。今回そういう方に特にターゲットを絞っていきながら、必要のある方に届けていくというようなことをしたいと考えております。

○若原委員

夜間中学開設は、令和5年度・6年度ははっきり確定はしていないわけですね。

○中田参事監兼小中学校課長

そうですね。今のところ目安というところで、令和6年度までにということ、進めていこうかなと。

○若原委員

令和3年度は、設置に向けたような取組の予算要求をするということですか。

○中田参事監兼小中学校課長

準備のための予算、準備室というような。シンポジウムだとか体験ができるような形のものを予算要求させてもらおうかなと。

○若原委員

夜間中学をスタートするときに、1年生だけスタートするのか、1・2・3年生まで揃

った形でスタートするのか、その辺はまだ議論はされていないですか。

○中田参事監兼小中学校課長

そうですね。これからの議論にはなってくると思いますが、先進的に取組んでおられる川口市とかに行かせてもらったんですが、3年間でしっかり学ぶべきだなというような生徒さんもおられれば、ある程度勉強もしてきておられるしという方には1年間でというパターンも作っておられましたので、そうしたところを参考にしながら、これから教育課程等もこれからしっかり考えていきたいと思います。

○足羽教育次長

方向性は、学ぶ場の機会確保という意味ではご賛同はいただいているんですが、本当のニーズや地域性、交通機関等については慎重に判断するというので、議会でも議論がたくさん出ていますので、今教育委員会としては設置の方向で、どんなスタイルがということで検討はしていますが、最終的には議会の議決が当然必要にもなりますし、まだまだハードルを一つずつクリアしていかなければならない、議論を重ねていかななくてはいけないというふうに思っております。でもそんな中で、ぼんやりしたものであってはいけないので、作るとすればこんな形で、こんな場所に、こんなスタイルでということはやっぱり描きながら、そしていま中田参事監が申しましたが、ニーズがきちんと必要な人に届くような取組をしていきたい。前回の調査も、他県に比べると当時の小中学校課長が一生懸命やりました。けれども本当に届いたかどうかというのがなかなか難しいところで、今回は先ほど説明があったように、こんな声に耳を傾けて、じゃあこんな方に紹介、その人のついでこういうふうに広がるとか、そんな工夫をしながら、本当に県内のニーズがどうなのかというところを努力して汗をかいて参りたいなあというふうに思っているところです。

○佐伯委員

外国からこちらにいらっしゃった子どもさんが、学校現場に入ってくるケースがとて増えているので、そこでの日本語指導というのは大きな課題で、私自身だって「日本語指導できますか」といわれると、生まれたときからそういう文化の中にいてしゃべれるようになっていっているので、どうやって外国から来た人に日本語を教えるのかというのは、やっぱり資格がある人が全く違う指導をされるんだろうなと思うので、日本語指導がしっかりできるような人の配置というのは、これからは益々必要になってくるのかなと、これは夜間中学とは別の問題ですけども。夜間中学の問題は先ほど出ていたように、やっぱり本当に必要な情報が、夜間中学にでも行って学びたいと思うような人に届かないとだめなので、中学校を卒業したけれども高校にはつながってないとか、高校をすぐやめちゃって、それからどうなったか分からないとかいう部分について、どこまで追跡できるかということにかかってきているなど少し思いました。それはやっぱり高校にはいろんなところから入ってきているので、やめていった子にどれぐらいケアできているかどうかは私には分からないんですが、中学校だとおそらく卒業後の何年かぐらいは関わっていた教職員団が気にしてくれていると思うので、そういう人をピックアップしていくとか、各学校に情報をもって、そういう子どもさんのところにはぜひ届くようにしてほしい。夜間中学の

骨子が固まってきたときには、そういうことができているほしいなと思います。

○中田参事監兼小中学校課長

中学校の子どもさんへの日本語指導というのは、これから大切になってくるのではないかなというように思っています。それから、高校にはつながっていたんだけどというような子への対応も、福祉保健部のほうと連携しながら、いじめ不登校総合対策センターが窓口になって子どもたちをきちんとつなげていくという流れも出来ておりますので、その中でもたぶん情報として入ってくるのではないかなというふうに思います。いただいたご意見は、これからきちんと骨子が固まって、アンケートしていくというようなときの大事な視点だと思いますので、しっかり届けるような調査をしていきたいなと思います。

○足羽教育次長

私もこのあいだ県中部のフリースクールに行きまして、この話を丁寧にしてきたんですが、いろんなニーズの切り口はあるぞというふうにヒントをいただきまして、たとえば、建設業界の社長さんに話をしたら、「うちの会社に中学校はろくに行っておらんけど、今働いている子がいる」なんて声があったりして、協力が得られたら、どうだろうと紹介をしていったりとか、色々な糸口をこっちが探してみれば、そうしたニーズにたどりつける部分があるんじゃないかなと思いますので、様々な情報源を利用しながら取組んで参りたいと思います。

○鱸委員

そういう意味では、いろんな業界というか、たとえばコンビニ業界でも時々見ますよね。これ東京とかそういうところにいくと、ほとんどが外国の人ですね。ですから業種として人材不足のところ、国の行政で在留環境が変われば、それによって随分変化してくるのかなという気がするので、いろんな業界からのお話を聞く。特に外国籍の方の困りというところが情報として入れればいいので、いろんな業界で、関係性を持たれるのはいいことじゃないかなと思いますね。

○山本教育長

そのほかいかがですか。

○鱸委員

発達障がい件ですけども、小中学生は横這いになっている、高校生はいま増えているということなんですが、市町村の就学指導を考える委員の皆さまの考え方について、県の立場と市町村の就学指導の考え方とのギャップというのをちょっと感じたことがあります。それはどういうことかという、市町村の委員さんは、その子の特性を考えたり、成績が上がらないとか、人との交流のまずさがあるというようなところで、できるだけその子たちの教育環境を変えることによって、その子のいい面を伸ばして教育をしていくという考え方なので、支援学級というのは当然増えるでしょう。ある会での委員さんの言葉が非常に強く印象に残っているんですけど、「県は支援学級を増やさない方向で、小学校なり中

学校の教育を考えるべきとっているのか」と、むしろ強く言われたのは、「私たちが一生懸命その子の個性なり、能力を評価して、いい環境づくりをするために、支援学級適というふうにしてきていることに対して、県はそれを増え過ぎるのはだめだという捉え方をしているんじゃないか」というご意見を伺ったことがあるんですが、これはどうなんですかね。県の考え方との間にずれがあるんでしょうか。考え方とすれば、インクルーシブな教育というのは、理想的には学級を分けずにできるんだっただけであって、僕はそう思うんです。だけど専門家の意見からすると、それが難しいから支援学級なんです。その辺は県の見方からして、人材的なことも考えながら、先生の数を考えたときに、基本的にはどういうスタンスなんですかね。

○山本特別支援教育課長

特別支援教育課です。支援学級数が増えるかどうかではなくて、一番はその子に合った教育の場所はどこかということで考えています。それでもう一つは、その子が将来的に社会人になったときに、少人数の学級ではコミュニケーションとか、いろんな人と関わることについて、なかなか成長段階で学ぶことができないんじゃないかということも考えておりまして、そこら辺で今どんどん増えてきているんですけども、それは適切かどうかというのを市町村さんのほうにはお願いをしているというところです。市町村さんのほうで考えていただいて、市町村さんが適当とされれば、特に県のほうから個別で、この子はだめですよという話はしていないつもりです。

○若原委員

鱸委員さんに教えてもらうほうがいいのかもかもしれないけれど、幼稚園で発達障がいと診断されて、小学校、中学校、高校と進んでいく途中で、治るといえるか、良くなっていく子もいると思うんですけど、そういう場合は普通の学級のほうに戻していくようになっているのかどうなんですかね。

○鱸委員

そういうありがたい、そういう変化が見られることは、市町村の就学支援で、この子は特別支援学級だけど、こういう条件で成績も伸びているし、友達との交流もよくなってきているし、体験で普通学級に移してもいけますと。僕はそれを聞いていると、「これは良かったね、ただそれだけでそこで切ったらいけないな」と思います。その子がある程度中学校へ継続して見ていかないといけないけど、それは特別支援が良くいったからなのか、本人が実際そのペースできたのかというのは区別がつきませんよね。だからその辺の見直しも学校の先生方は行っておられます。それは数例ですけどね。ただあります。

○佐伯委員

採用試験の新卒の方がすごく多くて、ということはこれから現場に出られての研修がすごく大事というか、サポートですよ。今日は話には出なかったんですが、山陰サポート連携協議会のところを読ませていただいたら、「不安がいろいろあったけれども、同じ立場の人たちとの出会いがあったり、思いが共有できたり、とても良かった」という感想が

あったので、コロナのこともあったりして、なかなか全員が集うということが難しくても、こういうことを継続していただけたら嬉しいなと思うのと、やっぱり現場の先生方の支える気持ちというか、育てていこうという気持ちを持って、一緒にやっていただくというのが一番だと思います。やっぱり学生の頃と実際に働き始めるときにすごく大きなギャップがあって、いくら島根大学生さんなんか千時間の経験をされていても、それはサポートの部分を経験されてはいるんですが、いろんな細かな部分の保護者さんの対応とか、子どもさんの背景を見ながら個別の指導をしていくという部分についてはこれからだと思います。そういうところをやっぱり、なかなか初めから出来るわけではないし、クラス数の多い学校だと、学年団でがっちと協力できるけれども、このごろ規模の小さい学校もけっこうあるので、学年で一人とか二人とかというところは学校全体でサポートしていかないと無理かなと思います。そこの育成の部分在今后すごく力を入れていかないといけないなということ、これを見てつくづく感じましたので、またそのことをよろしくお願ひしたいなと思います。

○國岡教育人材開発課長

教育センターのほうも、初任者研修なんかで、初任者同士が話し合う時間を今までなかったのを設定したりであるとか、あと島根大学のほうが中心になって、島大出身者に限らず新卒者を訪問してサポートしていくような体制を作ったりしておりますし、そういうコミュニケーションは大切だと考えています。また、学校のサポート体制についても、この数字を直接校長先生方にも伝えて、どんどん時代が変わってきているので、学校でのサポート体制を充実してほしいということはしっかりと伝えていっております。繰り返し伝えていきたいと思います。

○若原委員

今年度は年度の途中で、先生が足らなくなるというような事態は起こってないですか。

○國岡教育人材開発課長

起こっております。年度当初の段階では、なんとか埋めることができていたんですけども、年度中途の産休の代員であるとか、特に病気による休職の代員であるとかは不足しております。地域によっては差があるんですけども。

○若原委員

そういうのも見込んだ上で、A登載、B登載は数字を。

○國岡教育人材開発課長

そうですね。不足しているのは代員でして、休暇を取らなくちゃいけないとか、突発的なものに対応できるだけの余力が今ない段階で、昔は退職者になんとかお願ひして頼んでいたんですけども、今はもう年度当初の段階でお願ひすべき退職者を全部使いきっているような状態です。貯金がもうない状態でスタートしているというのが実態なんですけども、なるべく正採用を増やすことと、B登載を出すことによって講師を確保するというこ

とは努力をしております。

○足羽教育次長

全国的な教員不足はありまして、関西会場のチャレンジは、その会場がなければ絶対向かってこなかった方が、何十人も向かってきていただいて、そこに関係性があれば、去年も30人くらいが残っていただいたということで、これまでつながりのなかった県外の方とつながりができている。やっぱり前向きにチャレンジしていかないと確保もできないなと思っていますので、いろんな採用要件だったり、資格だったり、試験の在り方を年々改善しながら、確保に努めて参りたいと思います。

○山本教育長

そのほか、いかがでしょうか。

○佐伯委員

部活動の移動のこと大変だったんだなと思って、でも一生懸命指導されている方たちの思いもちゃんと汲み取っていただける方向になっていくんだなと思いました。鳥取県の交通網がいいわけではないし、家庭的に困難な子どもさんが部活を続けられない状況にはなあってほしくないなと思っていたので、ただやっぱり教職員である以上、決められたことを守らずにすることは非常に心苦しいことだったろうと思うし、そういうことも含めて実情に沿いながら、生徒たちが安全に移動して活動できたらいいなと思っているので、よろしくをお願いします。

○國岡教育人材開発課長

頑張りたいと思いますが、なかなかちょっと言えない部分もあるんですけども、今でも許可を受ければ県内の出張は生徒を乗せて出来るんです。校長の許可を得ての出張だったら、出来るんですけども。教職員の中にはそれをやらずに黙って引率している人もいます。ルールがある限り破る人は残念ながら居るわけで、そこを無くしていかないと、指導をしっかりしていかないといけないというところです。

○山本教育長

ほかはいかがでしょう。そうしますと残りの報告事項につきましては説明を省略することとしたいと思いますが、よろしいですか。それでは、以上で報告事項を終わります。

そのほか、各委員さんから何かございましたら発言を求めます。よろしいですか。それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会といたします。次回は11月18日午前10時から定例教育委員会を開催したいと思います。いかがでしょうか。それでは、そのように決定をいたします。

以上で本日の日程を終了いたします。どうもお疲れさまでした。